



私の妻の収入は103万円です。103万円の壁の実質収入を教えてください。



事例：妻のパート収入1,030,000円 給与所得控除額(下記の表)：650,000円

●妻の所得

=収入1,030,000円-650,000円(給与所得控除額)=380,000円

●妻の課税所得

=妻の所得380,000円-妻の基礎控除380,000円=0円。妻の所得税は0円。

●妻は健康保険と年金保険の扶養者になります。

●妻の実質収入=1,030,000円-0円=1,030,000円

●あなたの配偶者控除380,000円。

### 給与所得控除

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
15,000,000円以下	収入金額×5%+1,700,000円
15,000,000円超	2,450,000円(上限)



妻は平成28年10月から改正された①週20時間以上／②年収106万円以上③従業員数501人以上の企業／④勤務期間1年以上のパートです。健康保険と厚生年金保険料を払うので実質収入を教えてください。



事例：妻のパート収入1,060,000円 給与所得控除額(1頁の表)：650,000円

●妻の所得

=収入1,060,000円－650,000円(給与所得控除額)＝410,000円

●妻の課税所得

=妻の所得410,000円－妻の基礎控除380,000円＝30,000円。

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円

①妻の所得税＝30,000円×5%＝1,500円。

②妻の健康保険料＝約52,600円

③妻の厚生年金保険料＝約104,800円

●妻の実質収入＝

収入1,060,000円－(所得税1,500円＋健康保険料約52,600円＋厚生年金保険料約104,800円)＝**約901,100円**

●あなたの配偶者特別控除360,000円(下表参照)。

配偶者の合計所得額	配偶者特別控除の控除額
38万円を超え40万円未満	38万円
40万円以上45万円未満	36万円
45万円以上50万円未満	31万円
50万円以上55万円未満	26万円
55万円以上60万円未満	21万円

妻の実質収入は「103万円の壁」より約128,000円減ります。ただし、健康保険の傷病手当金受給権を得られます。厚生年金を受給できます。



健康保険、厚生年金に加入しなければならない「130万円の壁」の実質収入を教えてください。



事例：妻のパート収入1,300,000円 給与所得控除額(1頁の表)：650,000円

●妻の所得

=収入1,300,000円-650,000円(給与所得控除額)=650,000円

●妻の課税所得

=妻の所得650,000円-妻の基礎控除380,000円=270,000円。

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円

●妻の所得税=270,000円×5%=13,500円。

●妻の健康保険料=約65,700円

●妻の厚生年金保険料=約117,600円

●妻の実質収入

=収入1,300,000円-(所得税13,500円+健康保険料約65,700円+厚生年金保険料約117,600円)=**約1,103,200円**

●あなたの配偶者特別控除110,000円(下表参照)。

配偶者の合計所得額	配偶者特別控除の控除額
60万円以上65万円未満	16万円
65万円以上70万円未満	11万円
70万円以上75万円未満	6万円
75万円以上76万円未満	3万円
76万円以上	0円

妻の実質収入は「106万円の壁」より約202,100円増えます。健康保険の傷病手当金受給権を得られます。厚生年金を受給できます。

※健康保険料は東京都で計算しました。介護保険第2号被保険者に該当しない場合。



配偶者特別控除が適用にならない「141万円の壁」の実質収入を教えてください。



事例：妻のパート収入1,410,000円 給与所得控除額(1頁の表)：650,000円

●妻の所得

=収入1,410,000円－650,000円(給与所得控除額)＝760,000円

●妻の課税所得

=妻の所得760,000円－妻の基礎控除380,000円＝380,000円。

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円

●妻の所得税＝380,000円×5%＝19,000円。

●妻の健康保険料＝約70,500円

●妻の厚生年金保険料＝約126,200円

●妻の実質収入

=収入1,410,000円－(所得税19,000円＋健康保険料約70,500円＋厚生年金保険料約126,200円)＝**約1,194,300円**

●あなたは配偶者特別控除0円(下表参照)。

配偶者の合計所得額	配偶者特別控除の控除額
76万円以上	0円

妻の実質収入は「130万円の壁」より約91,100円増えます。健康保険の傷病手当金受給権を得られます。厚生年金を受給できます。

結論：夫が配偶者控除or特別控除適用者になるより妻が収入を増やし所得税、健康保険・厚生年金保険料を払って傷病手当金&厚生年金で収入保障するか。それとも夫の配偶者控除を優先するか。どちらを選択するかは妻の決断次第ではないか。